

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十六年四月十八日第十八号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

取消番号	第十五号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	平成二十八年二月一日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>和光市新倉五丁目千四百七十二番地一地从先から 千四百七十七番地地先まで</p> <p>和光市新倉五丁目千三百五十二番地地先から 千三百四十三番地一地从先まで</p> <p>和光市新倉五丁目千四百三十六番地三地从先から 千四百三十二番地一地从先まで</p> <p>和光市新倉四丁目千八百五番地一地从先から 千八百番地地先まで</p> <p>和光市新倉五丁目千三百五十八番地地先から 千三百六十七番地地先まで</p> <p>和光市新倉四丁目千七百六十四番地地先から 千七百八十七番地地先まで</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	<p>六十・〇</p> <p>九十三・〇</p> <p>五十三・〇</p> <p>九十一・〇</p> <p>九十四・〇</p> <p>二百三十一・〇</p>
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>六・〇</p> <p>八・〇</p> <p>八・〇</p>